

# 経営力強化支援資金のご案内

この制度は、中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関（※）と連携して経営支援を行うことにより、中小企業の経営力の強化を図る融資です。

※認定経営革新等支援機関とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づき、国の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家です。

認定支援機関の一覧は、中小企業庁ウェブサイト(下記アドレス)で確認できます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index.htm>

## 1 融資申込者の資格

- (1) 前橋市内に事業所を有し、1年以上の事業実績を有する中小企業信用保険法で規定する中小企業者（一部対象外あり）で市税に未納のないもの
- (2) 申請者又は申請者の団体の役員等が、暴力団及びその関係団体との関係がないもの
- (3) 取扱金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者（国が定める経営力強化保証が利用できること）

## 2 融資の条件

- (1) 融資限度額 5,000万円
- (2) 資金使途 事業計画の実施に必要な設備資金及び運転資金（保証協会の信用保証を付している市制度融資（起業家独立支援資金、短期サポート資金及び季節資金を除く。）の既往債務借換のための資金を含む。但し、小口資金については借換要件が適用されない場合に限る。）
- (3) 融資期間 運転資金5年以内（内据置1年以内）  
設備資金7年以内（内据置1年以内）  
運転設備資金7年以内（内据置1年以内）  
借換資金10年以内（内据置1年以内）
- (4) 融資利率 2.5%以内（信用保証協会の保証料は、申請者負担です。）
- (5) 担保及び保証人 金融機関所定
- (6) 償還方法 元金均等分割償還

## 3 提出書類（金融機関へ提出してください）

- ① 金融機関所定の融資申込書
- ② 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書（保証協会所定）
- ③ 信用保証委託申込書、信用保証委託契約書、個人情報取扱に関する同意書（保証協会所定）
- ④ 事業計画書（申込人が策定したもの）
- ⑤ 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要）
- ⑥ 暴力団等と関わりのない旨の誓約書
- ⑦ 市税完納証明（原本）
- ⑧ 事業の許認可証の写し（該当する場合）
- ⑨ 直近2営業年度の決算書の写し（個人の場合は、確定申告書直近2期分）

- ⑩ 定款又は法人登記簿謄本の写し（法人の場合のみ）
- ⑪ 計画内容を説明する書類（設備資金の場合：カタログ、見積、図面等）
- ⑫ その他、申込先金融機関が必要とする書類

#### 4 申し込み手順

##### ★ 融資の流れ

- ① 事業者は、取引先金融機関へ申し込みください。
- ② 金融機関は、申込み案件について取扱の方向が定まった時点で、群馬県信用保証協会に事前審査依頼をしてください。同時に、『承認申請書』を産業政策課産業政策係（市担当課）へ提出してください。  
※なお、取扱判断基準で疑問のある場合には、必ず問い合わせてください。
- ③ これに基づき市が要綱に照らし合わせ適合した場合、市より金融機関に『承認通知書』を送りますので、その後金融機関は融資実行をしてください。  
**※融資実行、発注、契約、事業着工は市の承認後可能です。それ以前にどれか一つでも着手された場合は、融資の対象となりませんのでご注意ください。やむを得ない理由から融資承認前に事業着手が必要な場合は、『特例承認制度』の対象となりますので、必ず着手前にご相談ください。**
- ④ 融資実行後、金融機関は『融資実行報告書』を市へ提出してください。

##### 【融資取扱いに際しての注意点（金融機関向け）】

- (1) 経営力強化支援資金については、預託金はありません。
- (2) 融資申込みが借換のときは、借換対象既往借入金整理表（様式第1号）を作成し、保証依頼を行う際に保証協会に整理表を添付してください。  
※借換対象融資は群馬県保証協会の信用保証を付している市制度融資に限ります。（ただし、特別小口資金、起業家独立開業支援資金、短期サポート資金及び季節資金を除く。※小口資金は借換要件が適用されない場合は、対象となります。）
- (3) この融資制度は責任共有制度の対象です。ただし、100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は、例外的に100%保証が適用になります。
- (4) **必ず、群馬県信用保証協会からの「保証決定のお知らせ」のFAXを産業政策課担当者まで転送してください。**FAXを受信後、市の承認事務を行ないます。案件によっては内容の審査に時間を要する為、時間的に余裕を持った書類の提出をお願いします。書類の提出状況、及び審査状況によっては金融機関の定めた融資実行予定日までに承認の決定（即日承認はいたしません）が行えない場合もありますので、予めご了承ください。

##### 担当課連絡先

前橋市 産業経済部 産業政策課 産業政策・経済対策係  
〒371-8601 前橋市大手町二丁目 12番1号（前橋市役所 12階）  
電話 027-898-6983（直通） FAX 027-224-1188（専用）